

# 消防用設備等の設置に係る運用基準



交野市消防本部

令和6年3月31日

第1章から第10章までの基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条、同法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）及び同法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）の規定により設置する消防用設備等について、第11章及び第12章の基準は、交野市火災予防条例（昭和61年条例第22号。以下「条例」という。）第5条の3、第15条、第15条の2、第16条及び第17条に規定する火炎伝走防止装置及び電気設備の位置、構造及び管理について、第13章の基準は、令第13条、規則第6条の規定により電気設備及び火気使用設備に設置する消火設備について、運用上必要な事項を示すことを目的とする。

## 目次

### 第1章 消火設備

#### 第1節 消火器具

第1	消火器	1
第2	簡易消火用具	2
第3	大型消火器	2
第4	特例基準	2

#### 第2節 屋内消火栓設備

第1	用語の意義	5
第2	易操作性1号消火栓、2号消火栓又は広範囲型2号消火栓の設置	6
第3	水源	6
第4	加圧送水装置等	18
第5	配管	25
第6	屋内消火栓箱	29
第7	屋内消火栓	29
第8	1号消火栓（易操作性1号消火栓を除く。）のホース及び筒先	29
第9	設置単位	30
第10	非常電源及び配線	30
第11	総合操作盤	30
第12	特例基準	30
別記1	加圧送水装置の固定配管に使用する可撓管継手の基準	34
別記2	結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準	39

#### 第3節 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

第1	用語の意義	46
第2	水源	46

第3	加圧送水装置等	46
第4	配管	49
第5	送水口	51
第6	制御弁	52
第7	自動警報装置	52
第8	末端試験弁	53
第9	ヘッドの設置方法	53
第10	補助散水栓	57
第11	設置単位	57
第12	非常電源及び配線	57
第13	総合操作盤	57
第14	特例基準	58

### 第3節の2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

第1	用語の意義	62
第2	特定施設水道連結型スプリンクラー設備の種類	62
第3	特定施設水道連結型スプリンクラー設備を構成する配管系統の範囲	64
第4	水源	65
第5	加圧送水装置等	66
第6	配管	68
第7	制御弁	69
第8	末端試験弁	69
第9	ヘッドの設置方法	70
第10	非常電源	70
第11	配線	70
第12	電源	70
第13	総合操作盤	71
第14	特例基準	71

### 第4節 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

第1	用語の意義	72
第2	水源	72
第3	加圧送水装置等	72
第4	配管	74
第5	放水区域	74
第6	一斉開放弁又は手動式開放弁	75
第7	送水口	75
第8	制御弁	75

第9	自動警報装置	75
第10	ヘッドの設置方法	75
第11	設置単位	76
第12	非常電源及び配線	76
第13	総合操作盤	76
第14	特例基準	76
第5節	放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備	
第1	用語の意義	77
第2	高天井の部分の取り扱い	77
第3	水源	78
第4	加圧送水装置等	79
第5	配管	80
第6	放水区域	80
第7	送水口	81
第8	制御弁	81
第9	放水型ヘッド等の設置方法	81
第10	設置単位	81
第11	非常電源及び配線	81
第12	放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の認定評価について	82
第13	総合操作盤	82
第14	特例基準	82
第6節	水噴霧消火設備	
第1	用語の意義	84
第2	水源	84
第3	加圧送水装置等	85
第4	配管	86
第5	放射区域	86
第6	一斉開放弁又は手動式開放弁	87
第7	制御弁	87
第8	自動警報装置	87
第9	ヘッド	87
第10	設置単位	87
第11	非常電源及び配線	87
第12	総合操作盤	88
第13	特例基準	88

第7節	泡消火設備（低発泡を用いるもの）	
第1	用語の意義	89
第2	固定式に関する基準	89
第3	移動式に関する基準	93
第4	設置単位	99
第5	非常電源及び配線	99
第6	総合操作盤	99
第7	特例基準	99
第8節	不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）	
第1	用語の意義	101
第2	全域放出方式に関する基準	101
第3	局所放出方式に関する基準	112
第4	移動式に関する基準	113
第5	非常電源及び配線	116
第6	総合操作盤	116
第7	特例基準	116
別記1	不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の操作箱の基準	118
別記2	不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の閉止弁の基準	120
別記3	工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手順の例	121
第8節の2	不活性ガス消火設備（窒素・IG-55・IG-541を放射するもの）	
第1	用語の意義	127
第2	全域放出方式に関する基準	127
第3	非常電源及び配線	130
第4	総合操作盤	130
第5	特例基準	130
第9節	ハロゲン化物消火設備（ハロン1301を放射するもの）	
第1	用語の意義	131
第2	設置場所	131
第3	全域放出方式に関する基準	132
第4	局所放出方式に関する基準	134
第5	移動式に関する基準	135
第6	非常電源及び配線	136
第7	総合操作盤	136
第8	特例基準	136

第9節の2 ハロゲン化物消火設備（HFC-23・HFC-227ea・FK-5-1-12を放射するもの）

第1	用語の意義	137
第2	全域放出方式に関する基準	137
第3	非常電源及び配線	138
第4	総合操作盤	139
第5	特例基準	139

第10節 粉末消火設備

第1	用語の意義	140
第2	全域放出方式に関する基準	140
第3	局所放出方式に関する基準	142
第4	移動式に関する基準	143
第5	非常電源及び配線	143
第6	総合操作盤	143
第7	特例基準	143

第11節 屋外消火栓設備

第1	用語の意義	146
第2	水源	146
第3	加圧送水装置等	146
第4	配管	147
第5	屋外消火栓箱	147
第6	屋外消火栓（ホース接続口）	147
第7	ホース及び筒先	148
第8	設置単位	148
第9	非常電源及び配線	148
第10	総合操作盤	148
第11	特例基準	148

第12節 動力消防ポンプ設備

第1	用語の意義	150
第2	水源	150
第3	常置場所	150
第4	放水用器具	150
第5	標識	150
第6	特例基準	151

## 第2章 警報設備

### 第1節 自動火災報知設備

第1	用語の意義	152
第2	警戒区域	153
第3	受信機	153
第4	感知器	156
第5	中継器	175
第6	音響装置	175
第7	発信機及び表示灯	179
第8	副受信機	179
第9	電源	179
第10	配線	180
第11	総合操作盤	185
第12	特例基準	185

### 第2節 ガス漏れ火災警報設備

第1	用語の意義	199
第2	機器	199
第3	警戒区域	200
第4	受信機	200
第5	ガス濃度指示警報装置	200
第6	検知器	200
第7	中継器	203
第8	警報装置	203
第9	電源及び配線	203
第10	総合操作盤	203
第11	特例基準	203

### 第3節 漏電火災警報器

第1	用語の意義	204
第2	契約電流容量の算定方法	204
第3	設置場所及び設置方法	205
第4	電源及び配線	209
第5	特例基準	210

### 第4節 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）

第1	用語の意義	214
----	-------	-----

第2	歩行距離の測定	214
第3	設置場所及び設置方法	214
第4	電源及び配線	224
第5	特例基準	225
第6	設置推進対象物	226
第7	規制外対象物に係る取り扱い	226
第5節	非常警報設備（非常ベル又は自動式サイレン）	
第1	用語の意義	227
第2	設置場所及び設置方法	227
第3	電源及び配線	228
第4	特例基準	228
第6節	非常警報設備（放送設備）	
第1	用語の意義	229
第2	機器	230
第3	設置場所及び設置方法	230
第4	電源及び配線	237
第5	総合操作盤	237
第6	特例基準	237
別記	放送設備のスピーカーの性能に応じた設置ガイドライン	239

### 第3章 避難設備

第1節 避難器具		
第1	用語の意義	258
第2	避難器具の選定	258
第3	設置位置等の基準	258
第4	避難器具専用室	266
第5	特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具の取り扱い	266
第6	標識	266
第7	設置場所の明るさの確保	267
第8	特例基準	267
第2節 誘導灯及び誘導標識		
第1	用語の意義	278
第2	避難口誘導灯	278
第3	通路誘導灯	288



第4	客席誘導灯	292
第5	誘導標識	294
第6	電源及び配線	300
第7	総合操作盤	300
別記	誘導灯の消灯並びに点滅機能及び音声誘導機能を 有する誘導灯の各装置の接続例	301

#### 第4章 消防用水

第1	用語の意義	308
第2	水源	308
第3	取水部の設置場所	311
第4	標識	311
第5	特例基準	312

#### 第5章 消火活動上必要な施設

##### 第1節 排煙設備

第1	用語の意義	313
第2	設置方法	313
第3	非常電源及び配線	313
第4	不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備に係る取り扱い	314
第5	総合操作盤	314
第6	特例基準	314

##### 第2節 連結散水設備

第1	用語の意義	316
第2	送水口	316
第3	選択弁	318
第4	配管	318
第5	送水区域の設定	319
第6	加圧送水装置及び水源	320
第7	散水ヘッド	321
第8	系統図	321
第9	排煙設備に係る取り扱い	321
第10	非常電源及び配線	321
第11	総合操作盤	321
第12	特例基準	321

第3節	連結送水管	
第1	用語の意義	322
第2	送水口	322
第3	配管等	323
第4	放水口	325
第5	放水用器具格納箱	327
第6	加圧送水装置等	327
第7	非常電源及び配線	330
第8	総合操作盤	330
第9	特例基準	331
第4節	非常コンセント設備	
第1	設置方法	333
第2	総合操作盤	335
第3	特例基準	335
第5節	無線通信補助設備	
第1	用語の意義	336
第2	使用周波数	336
第3	設置方法	336
第4	総合操作盤	340
別記1	漏えい同軸ケーブル、同軸ケーブル及び空中線の性能及び材質	341
別記2	耐熱形漏えい同軸ケーブル、耐熱形同軸ケーブル及び耐熱形空中線の性能及び材質	343
別記3	耐熱箱の性能及び材質	347
第6章	非常電源	
第1	用語の意義	348
第2	非常電源の設置種別	348
第3	非常電源専用受電設備	348
第4	自家発電設備	352
第5	蓄電池設備	360
第6	燃料電池設備	362
第7	非常電源回路等	363
第8	特例基準	373
別記1	負荷出力合計（K）の算出方法	389
別記2	発電機出力係数（R G）の算出方法	396
別記3	発電機出力係数（R G）の算出式（詳細式）	402

別記4	原動機出力係数（RE）の算出方法	405
別記5	原動機出力係数（RE）の算出式（詳細式）	410
別記6	諸元表	412

## 第7章 総合操作盤

第1	用語の意義	424
第2	総合操作盤の設置	425
第3	防災センター等	428
第4	特例基準	428

## 第8章 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

### 第1節 パッケージ型消火設備

第1	用語の意義	435
第2	設置要件	435
第3	設置維持の基準	435
第4	特例基準	435

### 第2節 パッケージ型自動消火設備

第1	用語の意義	438
第2	設置要件	438
第3	設置維持の基準	438
第4	特例基準	443

### 第3節 特定駐車場用泡消火設備

第1	用語の意義	444
第2	特定駐車場用泡消火設備の区分	444
第3	水源	446
第4	泡消火薬剤	446
第5	加圧送水装置等	446
第6	配管	446
第7	一斉開放弁	447
第8	制御弁	447
第9	自動警報装置	447
第10	末端試験弁	447
第11	ヘッドの設置方法	447
第12	閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド 及び感知継手の認定評価について	447

第13	特定駐車場用泡消火設備の構成機器等の組み合わせに係る 特定機器評価（総合評価）について……………	448
第14	設置単位……………	448
第15	非常電源及び配線……………	448
第16	総合操作盤……………	448
第17	特例基準……………	448
第4節	特定小規模施設用自動火災報知設備	
第1	用語の意義……………	450
第2	特定小規模施設用自動火災報知設備の構成……………	450
第3	警戒区域……………	451
第4	受信機……………	452
第5	感知器……………	452
第6	中継器……………	452
第7	音響装置……………	452
第8	発信機……………	453
第9	副受信機……………	453
第10	電源……………	453
第11	配線……………	453
第12	無線式……………	453
第13	性能規定……………	454
第14	特例基準……………	454
第5節	複合型居住施設用自動火災報知設備	
第1	用語の意義……………	456
第2	警戒区域……………	456
第3	受信機……………	456
第4	感知器……………	456
第5	中継器……………	457
第6	音響装置……………	457
第7	発信機……………	458
第8	副受信機……………	458
第9	電源……………	458
第10	配線……………	458
第11	無線式……………	458
第6節	加圧防排煙設備	
第1	用語の意義……………	459

第2	適用対象	459
第3	設置方法	459
第4	非常電源及び配線	465
第5	総合操作盤	465
第6	特例基準	465
第7節	特定共同住宅等	
第1	用語の意義	466
第2	共住省令	467
第3	位置・構造告示	468
第4	構造類型告示	484
第5	共同住宅用スプリンクラー設備	499
第6	共同住宅用自動火災報知設備	500
第7	住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備	501
第8	特例基準	502
第9章	配管の摩擦損失水頭	
第1	用語の意義	508
第2	配管の摩擦損失	508
第3	ループ配管	508
第10章	標識類	
第1	標識の表示基準	527
第11章	火炎伝走防止装置	
	火炎伝送防止用消火装置の構造、材質、性能及び設置の基準	534
第1	用語の意義	548
第2	設置対象範囲等	548
第3	消火装置	549
第4	燃料供給の連動停止等	554
第5	ダクトの風速及びダンパー	554
第6	電源・配線	555
第7	防火ダンパー	555
第8	排気ダクト等	555
第12章	電気設備	
第1	燃料電池発電設備	556
第2	変電設備	557

第3	急速充電設備	561
第4	内燃機関を原動力とする発電設備	563
第5	蓄電池設備	566
別記	電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）について （日本産業規格 J I S C0920）	568

第13章 電気設備及び火気使用設備に係る消火設備

第1	電気設備が設置されている部分に関する基準	570
第2	多量の火気を使用する部分に関する基準	571
第3	特例基準	573
第4	その他の取扱い	575

第14章 雑則

第1	その他	576
----	-----	-----

凡 例

無印：法令基準

消防法、消防法施行令、消防法施行規則及びこれらに基づく消防庁長官告示により規定されている消防用設備等の設置及び維持に関する技術上の基準並びに電気設備等の位置、構造及び管理の基準（消防庁予防課長通知等で示されている法令解釈基準を含む。）

◆：行政手続法上の行政指導に該当する事項（行政指導基準）

本市における地域特性、設置実績、災害発生状況等の実績に鑑み、上記法令基準以外の基準について、防火安全性の向上を図ることを目的として定めた行政指導基準